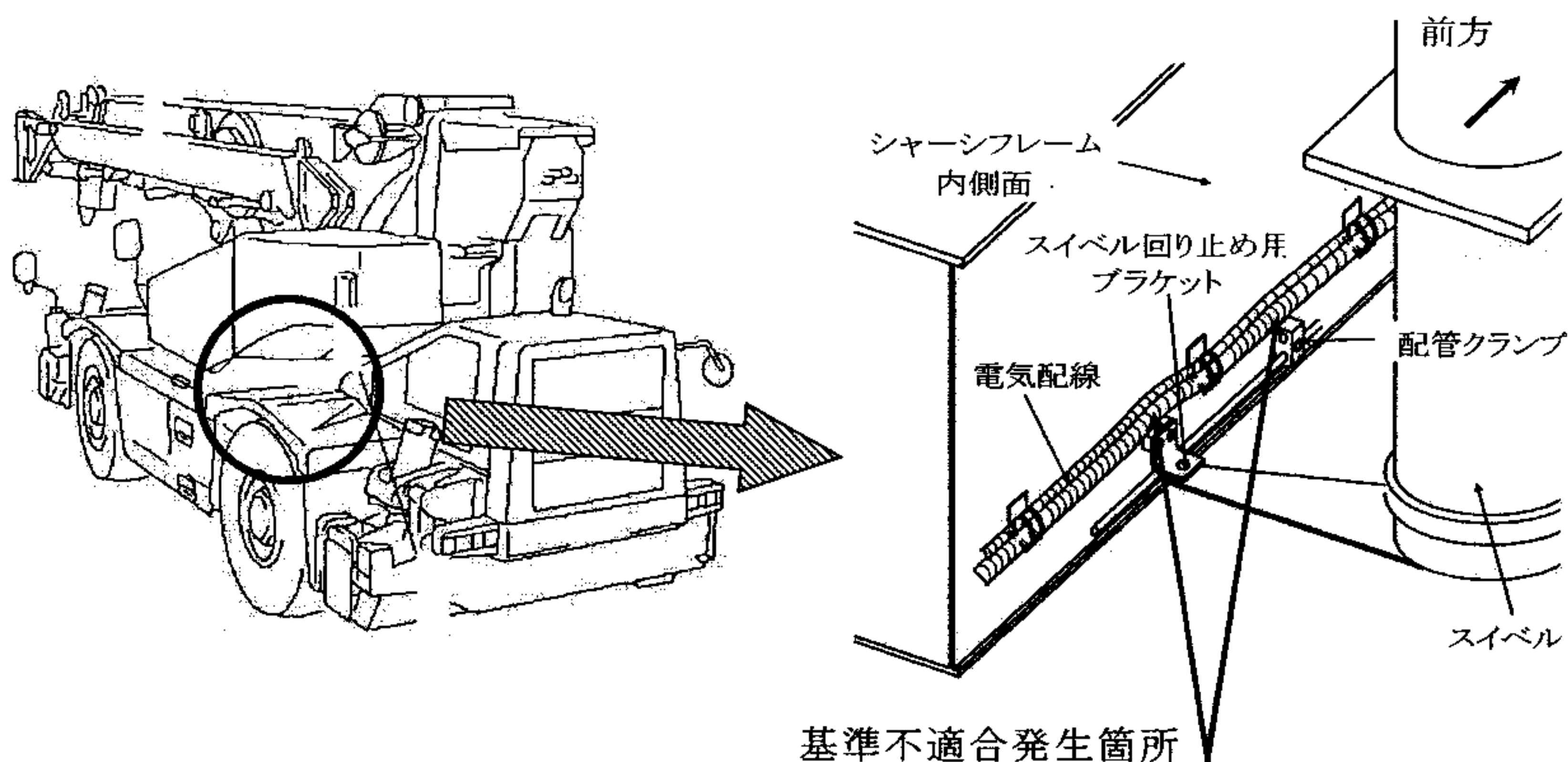


改善箇所説明図



電気配線（信号用、電源用）の固定方法が不適切なため、走行中の振動等により当該配線がスイベル回り止め用ブラケット及び配管クランプと干渉し、当該配線が損傷するものがある。そのため、信号用配線が損傷した場合、原動機が停止して再始動不能となる、変速機がニュートラルになり走行不能となる、又は灯火装置が不灯となるおそれがある。電源用配線が損傷した場合、原動機が停止して再始動不能となる、または当該配線と車体の間が短絡した際に発生した火花により火災に至るおそれがある。

改善措置の内容

全車両、電気配線を点検し、損傷しているものは新品と交換するとともに、当該配線の干渉部分(2箇所)に配線クリップを追加する。

